

物 件 調 書

所在	京丹後市丹後町間人小字後浜ノ上1801番 (地目:畠)			京丹後市丹後町間人小字後浜ノ上1802番 (地目:畠)							
	京丹後市丹後町間人小字後浜ノ上1810番 (地目:畠)			京丹後市丹後町間人小字後浜ノ上1811番 (地目:山林)							
	京丹後市丹後町間人小字後浜ノ上1802番 (地目:畠)			京丹後市丹後町間人小字後浜ノ上6159番 (地目:宅地)							
面積(合計)	登記簿 実測	— 910.32m ²	地目	登記簿 現況	畠等 宅地	現状 実測平面図のとおり					
接面道路等	接面する道路はありません。(府道から貸付する土地までの間の市の土地(京丹後市丹後町間人小字後浜ノ上1810-1、1811、1812、1813及び1813-1の一部)については、市道から貸付する土地までの間の往来として使用していただけます。)										
法基 令 づ く 等 制 に限	都市計画法 建築基準法 その他の法律	都市計画区域外 用途地域 建ぺい率 道路斜線 防火地域等									
所在地	京丹後市丹後町間人小字後浜ノ上1801番地、1802番地、1801番地先										
家屋番号	1801番 ①種類 事務所・物置 ②構造 鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根 2階建 ③床面積 516.00m ² ④原因及びその他 昭和59年3月12日新築										
所有権を制限する権利設定	土地及び建物共になし。										
第三者による 対象物件の占有	関西電力送配電株式会社 本柱1本(岡成20S1) 西日本電信電話株式会社 本柱1本(中浜～丹後町L1-10R1)										
供給処理	施設名	事業所名			電話番号						
施設の状況	電気	可	関西電力㈱福知山営業所			0800-777-8035					
	上水道	有	京丹後市役所上下水道部施設管理課			0772-69-0580					
交通接条件	下水道	有	京丹後市役所上下水道部施設管理課			0772-69-0580					
	都市ガス	無	個別プロパンガス								
公共交通	鉄道	京都丹後鉄道 網野駅	物件の	西方 約13.2 km	・車で約	26分					
	商業施設	ショッピングセンター「マイン」	物件の	南方 約17.9 km	・車で約	35分					
公共施設	市役所	京丹後市丹後庁舎	物件の	東方 約0.3 km	・車で約	1分					
	小学校	市立丹後小学校	物件の	西方 約1.4 km	・車で約	3分					
	中学校	市立丹後中学校	物件の	南方 約1.6 km	・車で約	4分					
特記事項	・水道加入金、引込工事等は、事業者の負担となります。詳しくは、京丹後市上下水道部施設管理課(TEL0772-69-0580)にお問い合わせください。										
	・下水道の引込は、京丹後市上下水道部施設管理課(TEL0772-69-0580)にお問い合わせください。										
	・土地の地積測量図は、法務局に備え付けてあります。なお、対象物件に係る境界確定図は京丹後市建設部管理課に、筆界確認書は京丹後市健康長寿福祉部生活福祉課において確認することができます。										
	・民間土地との境界標(杭を含む。)は復元し、その他の境界標は復元せず現状有姿で引渡します。										
	・京丹後市洪水・土砂災害ハザードマップ(令和3年度発行)において、土砂災害警戒区域が含まれています。										
	危険区域京都府地震被害想定(平成20年度京都府公表)に基づき作成された京丹後市地震・津波ハザード										

特記事項

マップにおいて、液状化等の地震の影響のある範囲内にあります。京丹後市洪水・土砂災害ハザードマップも含め、詳しくは京丹後市ホームページをご覧ください。
・土壤調査、地盤調査及び地下埋設物調査は行っていません。
・土地賃貸契約締結後に、仮に土壤汚染、ゴミ等が見つかった場合は、その状況により、別途協議等により対応を決定することとします。
・本物件敷地内外及び地上又は地中の別に関わりなく、工作物、電柱等及び敷設設備等の補修、移設、撤去、雑草等の除去等の費用負担、隣接地権者等との協議について、市は対応しません。
・建物及び設備、建物内にある残置物を含め、現状有姿で引渡します。
・建物内部には、壁クロスの剥がれや窓枠の歪みによる窓の開閉動作不良等が確認されます。
また、外部には、屋根軒下セメントの剥がれ、外壁タイルの剥がれ、窓枠等の金属部分の錆、玄関ポーチの天井クロスの剥がれ等があります。
・天井裏、床下の調査を実施しておらず、また、目視できない箇所の経年劣化等の状況は不明です。
・電気、水道設備等の設備について、専門業者による調査を実施しておらず、供用の是非、経年劣化による影響は不明です。
・竣工図面において、屋根等の建築材料に石綿（アスベスト）の記載があります。
ただし、建築材料の石綿（アスベスト）の使用、またP C B含有等については、専門業者による調査を実施しておらず、その使用状況は不明です。売買契約締結後に、仮に建築材料の石綿（アスベスト）等の使用が判明した場合の撤去等に要する費用は事業者の負担とし、市は契約不適合責任を負わないものとします。
・建物の性能評価等は、未実施です。また、建物を使用する場合は、専門業者により補修・点検等の必要な措置を行い、安全及び使用方法等を確認する必要があります。
・対象地域の自治会等が様々な活動を実施する中で、協力等を依頼される場合があります。
・建築物の用途を変更して使用する場合や増改築等を行う場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）上の用途変更の手続、建築確認申請等が必要となる場合があります。また、建築物の用途に応じて関連する法令等に基づく手続が必要となる場合があります。詳しくは、各法令等を所管する機関にお問い合わせください。

※ 物件調書は、応募者が物件の概要を把握するための資料です。応募者は必ず、現地、近隣の状況及び諸規制について調査、確認を行ってください。